

公立大学法人岩手県立大学文書管理規程の一部を改正する規程案要綱

第 1 改正の趣旨

電子決裁・文書管理システムを導入することに伴い、起案等の方法を改める等必要の改正をしようとするものである。

第 2 規程案の内容

- (1) 新たに電子決裁・文書管理システムについて定義すること。(第 2 条関係)
- (2) 電子的方式により受信した文書について、その収受の方法等を改めること。(第 15 条関係)
- (3) 起案等は、原則として電子決裁・文書管理システムに所要事項を入力する等の方法により行わなければならないことに改めること。(第 19 条関係)
- (4) 総括文書管理者が別に定める場合には、起案者は、回議等用紙を用いて起案等を行うことができることとすること。(第 20 条関係)
- (5) 回議及び合議は、電子決裁・文書管理システムにより行うものに改めること。(第 23 条関係)
- (6) 回議及び合議を電子決裁・文書管理システムにより行い、代決をした場合について、総括文書管理者が別に定めるところにより処理しなければならないこと等とすること。(第 25 条関係)
- (7) 起案等を電子決裁・文書管理システムにより行った場合の決裁後の処理について定めること。(第 26 条関係)
- (8) 法人文書のうち一般文書には電子決裁・文書管理システムにより付与される番号を記載することに改めること。(第 29 条関係)
- (9) 電子決裁・文書管理システムによる起案に係る法人文書及び物品の発送等が完了したときは電子決裁・文書管理システムに発送等の年月日を登録しなければならないこと等とすること。(第 36 条関係)
- (10) 法人文書の再発行をする場合は、新たにそのことについて起案し、電子決裁・文書管理システムにより回議等の手続を経なければならないことに改めること。(第 38 条関係)
- (11) その他所要の整備をすること。(第 2 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条、第 21 条～第 23 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条～第 37 条、第 44 条、第 50 条関係)

第 3 施行期日等

- (1) この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行すること。(附則第 1 項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずること。(附則第 2 項関係)